

## 第1回定例委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（木村委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第1、第1号議案「芦屋市指定文化財（阿保天神社力石）の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

生涯学習課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

河 盛 委 員 ) この石の由来などについての文献はあるのでしょうか。

生涯学習課長) この石に対する文献は存在しておりません。ただ、言い伝えなどですとか、市民の方からの聞き取り内容によりますと、大正より前の時代に、力比べをしておったというお話が受け継がれてきており、実際、力比べをされていた話をおじいさんから聞いているという証言もございます。

河 盛 委 員 ) この写真を見ると何か書いてあるのですが、これはいつ書かれたのか、これは分かるのですか。

生涯学習課長) これがいつのものかは定かではございません。

河 盛 委 員 ) 別に問題はないと思うのですが、参考までに聞くと、市指定の文化財は何件指定されているのでしょうか。

生涯学習課長) 市指定文化財の数につきましては、全部で現在15件でございます。そのうち、今回の指定有形民俗文化財に指定しておりますのは1件でございます。

木 村 委 員 ) これは展示板と説明板みたいなものが必要ですが、具体的

には考えられておられるのでしょうか。

生涯学習課長) 説明板を今後作成していく予定としておりまして、具体的な文言とか形状につきましては、神社や地域の方と協議をしながら進めていきたいと思っております。

木村委員) これは現地で指定して、意味があるとする、多くの人にこういうものが指定されていて、それを見に行きたいとか、見に来る人が出てくる。神社も多分、それを期待されていると思います。それをしなくて、誰も知らないままそこにぽつんとあるだけでは宝の持ち腐れになるので、今後はそういう周知の方法や展示のやり方が非常に大事になってくると思いますので、その点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

河盛委員) 今まで指定されたものがどんなものであるかは、どこか本などに載っているのでしょうか。

生涯学習課長) ホームページに掲載しておりまして、また、教育行政要覧にも一覽を載せております。

河盛委員) 分かりました。

越野委員) 写真みたいなもので、パンフレットの的なものはありませんでしたか。

生涯学習課長) 現在、本市で作っておりますハンドブックの中には、このものはまだ含まれてはなひです。

教育長) ハンドブックには全部写真で載っていますね。

木村委員) 「芦屋の文化財ハンドブック」はもらひましたが、あそこは指定されたものですが、今後、改訂されるとそこに入れられる可能性がありまひすね。

河盛委員) 指定文化財は、今回民間が持つておられるのですが、大体

民間の保有のものについて指定するのですか。芦屋市が既に持っているものなど、そういうものは指定の対象になるのでしょうか。

生涯学習課長) 実際、市民の方が所有しておりますものも、この指定文化財には多く含まれておりますので、全てが市の所有ではございません。

教 育 長 ) 「芦屋川の文化的景観」も指定になりますし、今回のように民俗的な資料もあれば、古墳もあります。これは指定することで、修理のお金などは補助を出すのですか。

生涯学習課長) 市の文化財に指定することによりまして、補助金交付の対象となり、補修などをするお金の一部につきまして助成を行うことができます。

河 盛 委 員 ) それは、所有者が指定してくださいという申請を出すのですか、それともこちらがアプローチをされるのですか。

生涯学習課長) 今回の指定につきましては、こちら側から適するものではないかということで進めたものでございます。

河 盛 委 員 ) 分かりました。

教 育 長 ) 芦屋の大事な文化財ですので、市民に公開できないものもありますが、こういうものがあるということで、広報は委員から御指摘があったように、何か考えてください。

木 村 委 員 ) 阿保天神社さんは一般的に見られる場所でやっけていて、一般の人が来てもらっていいと思われているということでよろしいですか。

生涯学習課長) そうでございます。

教 育 長 ) 6番の日吉神社も、行けば見られます。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第1号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、日程第2、専決報告第1号「芦屋市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

ぱっと見ても、なかなか質問しづらいと思いますが、施設係が、丸ごと市長部局が全部のメンテナンスで引き取っていったということですね。

教 職 員 課 長 ) そのとおりです。それに伴いまして、関連する部分も併せて改正したということでございます。

越 野 委 員 ) そこで、施設担当は今まで教育委員会にあったので、学校のことよく理解した上でやったださっていたので、山手中学校の建て替えだったり、精道中学校の建て替えも学校行事優先に考えてという段取りをしてくださっていましたが、やはり学校施設はほかの施設と違って大変な部分があるので、市長部局に変わるの、私はすごく心配な面があるのですが、その辺りを、教育委員会からよくお伝えだけはしておいていただき

いなと思います。

教職員課長) もちろん、窓口は市長部局に変わりますが、従来と変わらないように対応していただくように、お伝えしますし、建築課の事務分担によるかもしれませんが、例えば建築課の職員が就学前施設を見に行ったりすることによって、保育所も見ると、幼稚園も見るということで、今までであれば完全に分かれていたものが、一体でできる効果もありますので、こういった分担については、お願いしていきたく思っております。

河盛委員) できたら、先ほど御説明になったことを書いておいていただいたほうが分かりやすかったのではないかと思います。恐らく書いても数行しかないと思うので、これだけがぱっと来たら、何のことかということになります。多分、御説明になったことを書いても、そんなに行数は増えないので、最初にどういうことがありますので、ここを改正しますと書いていただいたほうが、報告としては分かりやすくなるのではないかと思います。

教職員課長) 8ページの参照のところにあります。

河盛委員) こっちのほうに書いてあるのですか。分かりました。

教職員課長) 参照2の「改正の内容」で、今回のみそになっておりますアがございまして、「市立の学校園の施設維持管理及び整備に関する業務を教育委員会から市長部局に移管したことに伴い、管理課施設係を廃止し」の御説明を先にさせていただいていたら、より理解が深まったのかなと思っております。

河盛委員) 分かりました。

教育長) 管理係は職員が増えましたね。

教職員課長) そうですね、1名増えております。

教 育 長 ) 教育委員さんが懸念されるのは、学校で雨が漏ってきた等、いろいろなことがあったときに、今まで同様スピーディーに対応してもらえるのかということです。市長部局と具体的に対応する人は誰で、どうしたらいいのかというルートを決定してください。今までだったらルートは確立されていたから、すぐに、ここに電話したら対応してくれました。待たなしになると思うので、そこはきちっとやってほしいなと思います。管理部長、いかがですか。

管 理 部 長 ) 先日、学校園の校園長会でも移行の分をお伝えしまして、連絡先だとかを周知させていただきました。今、ちょうど移行期間ですので、少し事務の煩雑さがあるのですが、その分はうまくつながるように、今、段取りをさせていただいています。引き継ぎで大分時間をかけて、今やっている最中です。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第1号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 次に、専決報告第2号「参事、主幹及び主査の分掌事務を定める規程等の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

教 職 員 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

参事、主幹、主査、指導主事など、いろいろなポストがあるのですが、そこはどう違うのか、説明できますか。

教 職 員 課 長 ) 参事は部長級の職員でして、主幹は課長級、基本的には主幹には、いわゆる部下はつかない形になってございます。主査は係長級でございます。

教 育 長 ) 参事になるのは、特命的ということですか。

管 理 部 長 ) 財務担当や都市計画など、市長の特命の部長になります。

木 村 委 員 ) どうでもいいことですが、この表の書き方を見ると、例えば3ページで、「主幹 [幼保連携担当課長]」が、下も同じで3名書いてますが、こういう人たちは3名という記載ではなくて、人数、それぞれぺたぺた張りつけているのは、右側の分掌事務で「略」となっているのですが、そこに1人1人、違う分掌事務が書かれていることになるのですか。

教 育 長 ) 兼務発令している人ですね。

教 職 員 課 長 ) そうです。分掌事務としては一緒のことです。

木 村 委 員 ) 一緒のことですか。

教 職 員 課 長 ) 一緒のことになります。

木 村 委 員 ) そうしたら、大体「3名」とは書かないのですか。人数によって立てたら。場合によっては、違う言葉を言うから、こういう記載になる。

教 職 員 課 長 ) 人が3名ございますので、それぞれの肩書きがございます。同一の肩書きではございますが、3名おりますので、こういうことです。

木 村 委 員 ) どちらでもいいのですが、一般的ではないので。

教 育 長 ) 他に質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。  
これより採決いたします。  
本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり承認されました。

〈専決報告第2号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 ) 続いて、日程第3、報告第1号「芦屋市教育委員会教育長職務代理者の指定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。  
無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

教 育 長 ) 報告第1号「芦屋市教育委員会教育長職務代理者の指定について」の報告を受けたものといたします。

上月委員、これからもよろしく申し上げます。また、越野委員、いろいろとどうもありがとうございました。

教 育 長 ) では、上月委員、一言申し上げます。

上 月 委 員 ) どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長 ) 閉会宣言